

【新規予備格付け】

HC・リーストラスト

シリーズ 21 日立キャピタル リース料債権信託受益権および特定借入：AAA

格付投資情報センター（R&I）は上記の予備格付けを公表しました。

なお、この予備格付けは 9 月 20 日時点の情報をもとに作成しており、実際に信託を設定し投資家に受益権を譲渡し、または投資家から借入を行う際には契約書等を確認し、改めて格付けします。

【案件の概要】

日立キャピタルおよび積水リース（日立キャピタルの連結子会社）のリース料債権を実質的な裏付け資産とした優先受益権および特定借入に予備格付けを付与するものである。2002 年 9 月 26 日付けの包括信託契約による 21 回目の調達である。

【予備格付け対象】

名称	HC・リーストラスト シリーズ 21 コントロールドアモチ優先受益権 シリーズ 21 パススルー優先受益権 シリーズ 21 特定借入
金額	シリーズ 21 コントロールドアモチ優先受益権とシリーズ 21 特定借入の合計 10,400 百万円 シリーズ 21 パススルー優先受益権 3,560 百万円
受託者	みずほ信託銀行
サービス	日立キャピタルおよび積水リース
バックアップ・サービス	みずほ信託銀行（日立キャピタルの短期格付けが a-2 以下となった場合または格付けを取り下げた場合に選定）
追加信託日	2006 年 9 月 29 日
信託契約の期間満了日	2013 年 7 月 31 日
償還方法	コントロールドアモチ優先受益権および特定借入： 月次のコントロールド・アモチゼーション パススルー優先受益権：月次パススルー
裏付け資産	個別信託契約に基づき設定された、日立キャピタルおよび積水リースのリース料債権を裏付け資産とした信託受益権
信用補完	超過担保
流動性補完	現金準備
スワップカウンターパーティー	みずほコーポレート銀行
予備格付け	AAA
備考	格付けは、信託契約の期間満了日までに優先受益権および特定借入の元本が全額支払われ、期日どおりに配当および利払いされる可能性を評価している。

【案件の仕組み】

- 日立キャピタルは、個別信託契約に基づき、個別信託の受託者としてのみずほ信託に対して 2006 年 7 月、2006 年 8 月にリース料債権を信託し、引き換えに信託受益権（原受益権）を受領した。個別信託へのリース料債権の譲渡に際し、債権譲渡特例法*に基づく登記により第三者対抗要件を具備している。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** SF本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

*「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。その後の改正を含む。）」

- 日立キャピタルは、包括信託契約に基づき、包括信託の受託者としてのみずほ信託に対して 2006 年 9 月 29 日に原受益権および金銭を追加信託し、引き換えにシリーズ 21 コントロールドアモチ優先受益権、シリーズ 21 パススルー優先受益権、シリーズ 21 特定借入対応優先受益権、劣後受益権を受領する。包括信託への原受益権の譲渡に際し、個別信託の受託者の確定日付ある証書による承諾により、債務者および第三者対抗要件を具備する。
- 包括信託の受託者としてのみずほ信託は、信託財産を責任財産としてスワップカウンターパーティーと金利スワップ契約を締結する。
- 日立キャピタルはシリーズ 21 コントロールドアモチ優先受益権とシリーズ 21 パススルー優先受益権を投資家に譲渡する。包括信託は信託財産を責任財産としてシリーズ 21 特定借入を借入れ、当該特定借入の代わり金を、シリーズ 21 特定借入対応優先受益権の償還金として日立キャピタルに引き渡す。
- 日立キャピタルおよび積水リースはサービスラーとしてリース料債権の回収を代行する。積水リースは、積水リース分の回収金を毎月末日の 2 営業日前に日立キャピタルに引き渡す。日立キャピタルは積水リースから受領した回収金および日立キャピタル分の回収金を毎月末日の前営業日に個別信託に引き渡す。個別信託は当該回収金を原資に原受益権の配当や元本を支払う。包括信託は、2006 年 10 月以降、原受益権に関連して受領した資金を原資として、今回新規に設定したシリーズ 21 および既存シリーズの優先受益権と特定借入の配当や利息、元本を支払う。また、今回新規に約定した金利スワップ契約と既存の金利スワップ契約に基づき、スワップカウンターパーティーに必要な金額を支払い、スワップカウンターパーティーから一定金額を受領する。
- 包括信託はシリーズ 21 の優先受益権や特定借入の配当・利息・元本を、信託財産からのキャッシュフローを原資として、既存シリーズの優先受益権や特定借入とウォーターフォール上、同順位で支払う。なお、本件シリーズを設定しても、既存シリーズの優先受益権や特定借入の格付け（AAA）に変更はない。
- 日立キャピタルは、今回と同様の仕組みによる資金調達を定期的実施する予定である。

【格付け理由】

1. 超過担保による十分な信用補完がある

本件シリーズ 21 に関連する原受益権を追加信託した後の包括信託の 2006 年 9 月末における優先受益権および特定借入の残高は約 1783 億円、原受益権残高は約 2051 億円となる。今回新規に包括信託に追加信託した原受益権および既存の原受益権の裏付け資産となっているリース料債権の予定キャッシュフローをもとに、日立キャピタルおよび積水リースのヒストリカルデータから得た数値にストレスをかけてキャッシュフロー分析をし、必要な劣後水準を算出した。なお、積水リース分の債務者が積水化学工業や積水ハウスの関連会社に集中していることを必要劣後算出時に考慮している。

2. 現金準備による十分な流動性補完がある

サービスラー交代時には、債務者からの回収金の信託への引渡しが一時的に滞る可能性がある。当該事態が発生した場合に必要な優先受益権や特定借入の配当や利息およびストラクチャー維持に必要な費用などを、期初より現金で準備している。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター S F 本部** 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

3. 債権の真正譲渡について

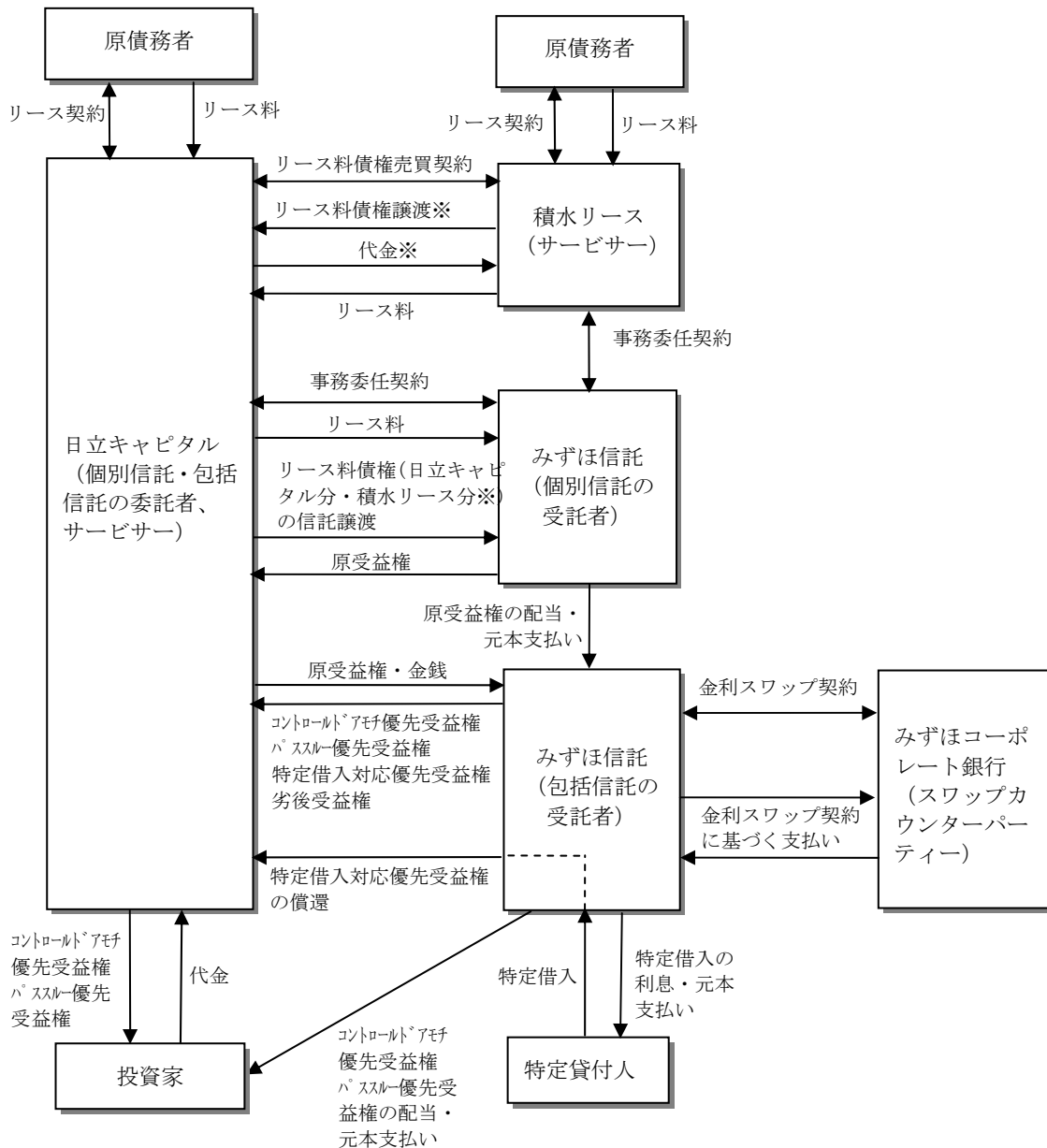
日立キャピタルがリース料債権を個別信託に信託譲渡するに際し、前述のとおり、法的に有効な第三者対抗要件を具備している。日立キャピタルは信託譲渡するリース料債権について、サービサーとしての権限および義務を持つことを除いて、一切の権限および支配権を持たない。また、個別信託契約に定められた一定の場合を除き、リース料債権を個別信託の受託者から買い取る権利も買い戻す義務もない。以上から、個別信託へのリース料債権の譲渡は真正な譲渡であると考えている。

4. 包括信託の回収状況は想定範囲内である

包括信託の貸倒発生率は想定範囲内で推移している。

【スキーム図】

※今回は積水リースのリース料債権を譲渡しない。



●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター SF本部** 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。